

2. 扶養控除等の所得金額要件の見直し

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が引き上げられます。

各要件については以下の表のとおりです。

要件等	改正前（令和3年度～令和7年度）	改正後（令和8年度以降）
扶養親族の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
同一生計配偶者の合計所得金額		
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額		
雑損控除の適用を認められる親族の総所得金額等の合計額		
配偶者特別控除にかかる配偶者の合計所得金額	48万円超133万円以下	58万円超133万円以下※
勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下

※令和8年度以降の配偶者特別控除額一覧は以下のとおりです。

申告者の合計所得 配偶者の合計所得		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
580,001 円 ～	950,000 円	33万円	22万円	11万円
950,001 円 ～	1,000,000 円	33万円	22万円	11万円
1,000,001 円 ～	1,050,000 円	31万円	21万円	11万円
1,050,001 円 ～	1,100,000 円	26万円	18万円	9万円
1,100,001 円 ～	1,150,000 円	21万円	14万円	7万円
1,150,001 円 ～	1,200,000 円	16万円	11万円	6万円
1,200,001 円 ～	1,250,000 円	11万円	8万円	4万円
1,250,001 円 ～	1,300,000 円	6万円	4万円	2万円
1,300,001 円 ～	1,330,000 円	3万円	2万円	1万円